

政府一体となった地域活性化の取組

これまでの取組

新たな取組の展開

市町村・民間からの相談・申請に個別に対応

創意工夫ある提案を個々に支援

[構造改革特区]

H14. 7 構造改革特区推進本部設置
H14. 12 構造改革特別区域法施行

構造改革特区計画の認定により、地域の特性に応じた規制の特例措置を推進

[地域再生]

H15. 10 地域再生本部設置
H17. 4 地域再生法施行

地域の自主的・自立的な取組みを国が地域再生計画を認定し、交付金等により支援

[中心市街地活性化]

H18. 8 中心市街地活性化本部設置
H18. 8 改正中心市街地の活性化に関する法律等を施行

中心市街地活性化計画の認定により、中心市街地における都市機能の増強と経済活力の向上を支援

[都市再生]

H13. 5 都市再生本部設置
H14. 6 都市再生特別措置法施行

- 全国都市再生の推進 (全国都市再生モデル調査)
- 都市再生プロジェクトの推進
- 民間都市開発投資の促進

地域活性化統合本部 / 地域活性化統合事務局 (H19・10 発足)

★ 地方再生戦略(H19.11.30本部会合了承)に基づく取組

特区、地域再生、中活計画の一体的な申請・認定を可能に

I ブロック別担当参事官制による窓口の一元化

【8ブロック】 北海道、東北圏、首都圏、北陸圏・中部圏、近畿圏、中国圏、四国圏、九州圏・沖縄県

地域からの相談の一元的対応

地域活性化応援隊派遣

II 地方再生に対する政府の一体的支援

省庁横断・施策横断による支援

「地方の元気再生事業」創設(平20～)

予めメニューを定めず、地域の自由な取組をそのまま受け止め、国が直接支援

★ 都市と暮らしの発展プラン(H20.1.29本部会合了承)に基づく取組

「環境モデル都市」を10カ所選定・支援(平20～)

生活者の視点に立った都市生活の改善・向上

- ・コミュニティの働きを活かした生活の質の向上
- ・ストック型社会に向けた取組

政府一体となった総合支援の実施

○各ブロックに一元的な相談窓口(「地方連絡室」設置)

- ブロック別担当参事官が、
 - ・地域に出向き地方の声を直接聴取
 - ・地域の代弁者として省庁連携をリード
- 省庁連携の下、縦割りでは拾えない地方の課題にも柔軟に対応
- 地方の元気再生事業で、立ち上がり段階のソフトの取組も支援
- 都市再生、特区、地域再生、中活に関し一体的な取組

7月11日に120件を選定

7月22日に環境モデル都市6団体と環境モデル候補都市7団体を選定

安全・安心、地球環境問題、国際競争力・国際交流等